

# 事項別措置概要一覧

## 1 市場化テスト(官民競争入札・民間競争入札制度)関係

### イ 具体的事業

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成16年度	17年度	18年度	
「キャリア交流プラザ」事業への市場化テストの本格的導入 (厚生労働省)	d 上記事業について民間事業者が落札した場合には、民間事業者による運営状況(サービスの質や効率性等)を官が直轄で実施する他の「キャリア交流プラザ」事業と比較しつつ、市場化テストの本格的導入の拡大を更に検討する。			平成19年度より実施する事業の運営状況を踏まえつつ、検討	(厚生労働省) 「キャリア交流プラザ」事業への市場化テストの本格的導入の拡大については、「公共サービス改革基本方針」(平成19年12月24日改定閣議決定)に基づき、検討を行うこととしている。
求人開拓事業への市場化テストの本格的導入 (厚生労働省)	d 上記事業について民間事業者が落札した場合には、民間事業者による運営状況(サービスの質や効率性等)を官が直轄で実施する他の「求人開拓」事業と比較しつつ、雇用失業情勢に応じ市場化テストの本格的導入の拡大を更に検討する。			平成19年度より実施する事業の運営状況を踏まえつつ、検討	(厚生労働省) 求人開拓事業への市場化テストの本格的導入の拡大については、「公共サービス改革基本方針」(平成19年12月24日改定閣議決定)に基づき、検討を行うこととしている。
「人材銀行」事業への市場化テストの本格的導入 (厚生労働省)	b 上記事業について民間事業者が落札した場合には、民間事業者による運営状況(サービスの質や効率性等)を官が直轄で実施する他の「人材銀行」の職業紹介事業と比較しつつ、「人材銀行」の職業紹介事業に関する市場化テストの本格的導入の拡大を更に検討する。			平成19年度より実施する事業の運営状況を踏まえつつ、検討	(厚生労働省) 「人材銀行」事業への市場化テストの本格的導入の拡大については、「公共サービス改革基本方針」(平成19年12月24日改定閣議決定)に基づき、検討を行うこととしている。

### ウ その他

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成16年度	17年度	18年度	
科学技術振興機構の実施する業務 (文部科学省)	a 独立行政法人科学技術振興機構の運営する「日本科学未来館」について、当該施設には多額の公費が投入されているが、これがどのような政策的な効果をあげているかについて、定性的な評価に加え定量的に測定する方法についての検討を行う。また、今後も引き続き市場化テストの可能性についての検討、民間委託の拡大に努めるとともに、競争入札の導入等により、業務をより効率的に事業を推進する。			定量的測定方法及び市場化テストの可能性につき検討、より効率的な事業実施につき逐次実施	(文部科学省) 政策的効果の測定方法の検討については、公共政策・政策科学の専門家の協力の下、平成18年11月に「未来館の効果の主要な評価～最先端科学への人々の関わりや文化の形成に向けて～」としてとりまとめた。また、日本科学未来館の運営に関しては、平成19年4月からトップマネジメント業務を除き、ほぼ全ての運営業務について競争入札による民間委託を開始しており、今後はその委託内容や妥当性等を毎年度検証していくこととしている。

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容					
事項名	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
		平成16年度	17年度	18年度	
	<p>b 科学技術振興機構は、文部科学省が行う科学技術振興調整費の審査事務・執行事務の一部(新規課題の公募の受付、一部の審査・評価ワーキンググループの運営、課題管理等)を受託している。競争的研究資金の在り方については、特定の研究に資金が集中・重複する傾向の是正や、費用対効果の明確化を特殊法人等整理合理化計画等でも求められているところである。</p> <p>したがって、科学技術振興調整費の配分が適正に行われ、その結果、社会的にも最大限の効果を生むことを可能とするためには、当該研究費を受けて行われる研究の審査・事後評価に関して、公的資金に見合う社会経済的な効果が得られるかどうか、あるいは実施済みの研究についてそのような効果が得られたかどうかを検証するための、より公正性・透明性の高い、反証可能性のある厳正な枠組みの構築を図る。今年度から、総合研究に関する5年後の追跡評価を試行的に行っているところであるが、そのような取り組みを一層促進し、広く社会経済的な効果の計測につなげるとともに、その範囲を更に広げていく。</p>			逐次実施	<p>(文部科学省)</p> <p>科学技術振興調整費の中間・事後評価については、審査・評価者の選定に際して、科学技術・学術審議会(科学技術振興調整費審査部会、研究評価部会)において、その選定基準を定めており、性別、年齢、所属する大学等の多様性を考慮した委員構成とすることとしている他、利害関係者の排除についても、委員の中立性確保のため、「利益相反」に係る規定をもうける等、審査・評価者について多様性・中立性・公平性を確保するシステムを構築している。</p> <p>また、審査にあたっては、投資効果を明確に判断する観点から、提案書において、定量的な目標も含めた達成目標であるミッションステートメント等の作成を求めており、審査時の活用は勿論のこと、事後評価の評価基準にも、ミッションステートメント等の達成状況を盛り込み、目標とする成果を明確にしつつ審査・評価を行っている。</p> <p>加えて、審査(評価)結果は、確定の前に、総合科学技術会議の確認を受けており、事後的な検証も行われていると考える。</p> <p>さらに、事後評価の数年後に、当該課題の成果から生み出されたアウトカムやインパクトを確認する「追跡評価」の導入に向けて、平成17年度より試行的な取組を行っており、平成20年度評価より、本格的に実施すべく、現在検討を進めているところである。</p>
	<p>c 科学技術振興調整費のような基礎的な研究は社会にもたらす効果が間接的・拡散的で、しかもそれを見定めるために長期間を要するという特徴はあるが、それゆえに一層の効率的で科学技術の振興に寄与する資金配分を助長するため、厳正な審査・評価体制を早急に構築する必要がある。国家資金たる巨額な経費の配分にあたる審査者・評価者については、プログラムの趣旨を踏まえた審査・評価の視点に配慮しつつ、審査・評価等を行う審査・評価者にふさわしい卓越した学識(研究業績等)や判定能力を保持していることの根拠について、博士学位の取得、評価の定まった十分な質・量の研究業績等を踏まえて、厳正な審査を行った上で、審査・評価の依頼をする。</p> <p>いずれにせよ、審査・評価については、事後的に第三者が審査者・評価者の資質・能力・適正を厳格に判定できる仕組みとする。</p> <p>併せて、優れた研究者・技術者等の協力を得ながら、より質の高い審査・評価の体制を構築する。</p>			逐次実施	<p>(文部科学省)</p> <p>科学技術振興調整費の中間・事後評価については、審査・評価者の選定に際して、科学技術・学術審議会(科学技術振興調整費審査部会、研究評価部会)において、その選定基準を定めており、性別、年齢、所属する大学等の多様性を考慮した委員構成とすることとしている他、利害関係者の排除についても、委員の中立性確保のため、「利益相反」に係る規定をもうける等、審査・評価者について多様性・中立性・公平性を確保するシステムを構築している。</p> <p>当該選定基準においては、審査・評価者の基準として、博士の学位を有する教授・准教授であることや、研究実績が優れていること等を含めており、厳正な審査・評価に必要な審査・評価者を選定することとしている。</p> <p>また、審査(評価)結果は、確定の前に、総合科学技術会議の確認を受けており、事後的な検証も行われていると考える。</p>

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成16年度	17年度	18年度	
					<p>さらに、事後評価の数年後に、当該課題の成果から生み出されたアウトカムやインパクトを確認する「追跡評価」の導入に向けて、平成17年度より試行的な取組を行っており、平成20年度評価より、本格的に実施すべく、現在検討を進めているところである。</p> <p>併せて、優れた技術者の協力を得ながら、より質の高い審査・評価を確保する観点から、審査・評価を実施するに際し、審査・評価者やPO(プログラムオフィサー)以外の知見者から意見を聴く必要があると判断された場合には、メールレビュー(知見者に審査書類等を送付して意見を伺い、それを審査・評価者に提供すること)を積極的に実施することとしている。</p>
	d 科学技術振興調整費においては、事務処理が煩瑣ではないかという指摘があることを踏まえ、執行事務の改善を行うとともに、業務の効率化を図るための検討も行う。			執行事務の改善につき逐次実施、業務の効率化につき検討	<p>(文部科学省)</p> <p>科学技術振興調整費については、基本的に、文部科学省が実施機関と委託契約を締結している。この委託契約の内容については、事務の煩雑さを軽減する観点から、文部科学省の研究3局(科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局)の整理による、委託費の共通ルール(「科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領」)を定め、これに則って事務処理が行われている。平成19年2月には、制度の使用実態の検証に基づいて共通ルールを改定し、費目内(種別間)での経費の流用制限を緩和し、平成20年1月には、届け出制であった研究設備の変更や種別の新設などを事後報告とする等の弾力的な見直しを行っており、さらに、年度間の弾力的な執行については、明許繰越ができる旨の周知を行い、既に措置している。</p>
日本学生支援機構の実施する業務(文部科学省)	b 奨学金の回収業務の一部を中心として民間事業者の活用が進められ、効果をあげていることを踏まえ、政策金融業務全般の見直しと平行して、奨学金貸与事業のその他の業務に対象範囲を広げることも検討しつつ、より効率的・効果的な業務の実施が可能と見込まれる業務の民間開放を一層推進する。			検討・結論	<p>(文部科学省)</p> <p>これまで民間へ委託していた申込用紙等の梱包・発送作業、返還誓約書の点検作業、学資金返還を延滞している者に対する法的処理を前提とした請求督促、学資金返還免除推薦書の点検作業等の単純大量業務については引き続き外部委託を推進するとともに、平成19年度から新たに、返還誓約書に添付する書類等の点検、確認書の照合作業および休日等の返還督促架電の委託を追加し、より効率的・効果的な業務の実施が可能なものについて、積極的に民間委託を進めたところである。</p>

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容					
事項名	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
		平成16年度	17年度	18年度	
	c 留学生支援事業のうち、留学生会館の管理・運営については、現在、財団法人日本国際教育支援協会への包括的な委託が行われているが、事業者の選定基準を抜本的に見直し、競争入札の導入等により、その改善を図る。			検討・結論	(文部科学省) 平成18年度より施設の警備、清掃、寝具リースについては、一般競争入札による民間委託を実施しており、さらに一般競争入札の範囲拡大等を通じた業務運営の一層の効率化を図っている。また、市場化テストを活用し、東京国際交流館プラザ平成の会議施設に係る企画・管理・運営業務及び広島国際交流会館の管理・運営業務について、平成19年度に民間競争入札を実施したところであり、平成20年度から落札者による業務を実施することとしている。また、大阪第二国際交流会館を新たな市場化テストの対象とし、広島国際交流会館の入札実施状況等を踏まえ、平成21年度から落札者による業務を実施することとしている。
雇用・能力開発機構が管理・運営する雇用促進住宅に係る業務の見直し (厚生労働省) <労働力の再掲>	b 民間事業者等の知見・ノウハウを活用しながら、老朽化又は機能的に陳腐化している雇用促進住宅を譲渡・廃止する際、従来の地方公共団体への譲渡という方法に加え、例えば、更地にすることを前提に、まず現在の普通借家による契約関係を解消し、速やかに跡地を民間等に一般競争入札で売却する。その際、公営住宅等の入居基準を満たす入居者については、所在地の地方公共団体が管理する公営住宅等への入居等を図る。生活保護世帯については、退去に伴い、別の住宅への入居に必要な住居費の給付としての住宅扶助制度の活用を図る。それら以外の入居者については、移転促進のための適切な給付の基準を定め、借家契約の解約による明け渡しを求める。			検討・結論	(厚生労働省) 雇用促進住宅の売却方法の一つとして、更地にして民間等に一般競争入札により売却する方法を加えることとした。 また、当該売却方法に伴う退去者に対する立ち退き料については、土地収用法の基準(「公共用地の取得に伴う損失補償基準(昭和37年10月12日用地対策連絡会決定)」)を踏まえ、給付の基準を決定した。 さらに、雇用促進住宅からの退去者を公営住宅等の優先入居の対象としていただくよう、国土交通省との協議を踏まえ、各地方公共団体に対して通知を発送した(「雇用促進住宅の購入及び同住宅からの退去者の公営住宅等での受入れについて(依頼)」(平成18年9月26日付け職発第0926001号厚生労働省職業安定局長通達))。
鉄道建設・運輸施設整備支援機構の実施する業務 (国土交通省)	今後、「民間にできることは民間に」という視点を基本としつつ、当該機構のすべての業務内容を精査し、その機能及び業務の在り方について、平成18年から議論を重ねる。			平成18年から議論を重ねる	(国土交通省) 平成19年度中を目途に検討・結論、以降速やかに措置するとされた規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申を受けて、鉄道建設・保有業務については鉄道事業者の期限前返済を行う意向があるかを十分に踏まえつつ、債務の着実な返済や債務者である他の鉄道事業者に対する不利益を生じさせることがないことを前提とした期限前返済に係る条件について、同年度に外部有識者を含む委員会を設置して検討を行った。 船舶共有建造等業務については、民間金融機関による信用リスク管理システムを活用することにより、リスク管理体制を強化することとした。 高度船舶技術開発等業務については、利子補給及び債務保証を廃止することとした。